

県議会 無所属改革の会
埼玉市民オンブズマン 『公開質問状』への回答

1、報道で知る限りですが、意図的犯罪行為の可能性が高いと感じます。したがって本人による明確な説明の機会が求められます。

2、1 する

3、2 認めない

4、3 その他

領収書の偽造は犯罪です。意図的に搾取しようとする行為を出来ないようにする必要があり、第三者委員会も含めて、有効な方法を検討すべきと考えます。

5、1 検討する

6、4 その他

後払いでも、偽造犯罪行為は可能ではないでしょうか。

議員専従で活発な活動をする議員の活動をどう担保するか、バランスを留意する必要もあると考えます。

7、オーバーしている分は、会派内で自己負担をしているのが現実で、私費と公費の混同という

視点から議論されると、同意し難くなります。一方で、不正支給を受けた場合、オーバーしていても返還を可能にする仕組みの検討の必要性はあると考えます。

8、4 その他

現状の収支報告書と領収書だけでは、説明責任を果たし切れず、見る人によつての先入観で、違う認識になりかねない面があり、実際、一部報道も違う意図で認識しています(朝日新聞埼玉版 今年8月17日)。HP 上で公開する場合には、そういった事を招かないよう、積極的に説明する資料の添付も検討の必要があると考えます。

私ども会派では会派結成以来(2期以上の議員は議員当選時から)、独自に規定以上の資料も添付して、見る方が分かりやすい説明責任を果たしており、議会規則上の情報公開の対象にはなっておりませんが、これを含めて公開して行く必要があり、現時点で、見て頂く事(複写等)も当然、可能です。

9、4 その他

現状の収支報告書のシステムの見直しを行わないと、期待に沿えないものと考えます。

10、1 掲載すべき

11、1 掲載すべき

現状でも添付書類となっていますが、コピーでの提出が原則となっており、ここに実際には印刷・発注をしていなくても、偽装できる隙があると感じます。

12、本来そうあるべきです。一方、そういう記入をお願いしにくい現状の商習慣がある中で、どうしていくか検討する必要があると考えます。

※ なお、政務調査費等、議会改革のあり方について、疑問・提案等がおありになる場合、遠慮なくお声がけ下さい。

代表 中川 浩 ☎090-3310-9234